

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について 九都県市連携で周知啓発活動を実施しています!

【九都県市同時発表】埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

長期化する原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に加え、米国の関税措置等が企業経営に与える影響が懸念される中、中小企業にしわ寄せがいかないよう価格転嫁の円滑化を一層推進する必要があります。

また、企業のサプライチェーンは都県を越えて広がっていることや、全国の上場企業の約6割は 九都県市のエリアに所在していることから、九都県市が連携して取り組むことが重要です。

そこで、九都県市の首長連名の依頼文書とチラシを作成し、事業者に価格転嫁の円滑化について 理解と協力を求める周知啓発活動を九都県市が連携して実施しています。

【九都県市が連携して実施する周知啓発活動の概要】

1 目的

成長と分配の好循環の実現に向けて持続的な賃上げを中小企業にまで波及させるため、適正な 価格転嫁をサプライチェーン全体で推進すること

2 対象者

中小企業等に対して発注を行う全ての事業者

3 周知啓発内容

別添の依頼文書及びチラシのとおり、価格転嫁の円滑化について事業者に理解と協力を求める

4 周知方法

- ・各都県市から企業に対し、直接手交や郵送、メール等による周知
- ・経済団体や業界団体を通した周知
- ・金融機関等を通した周知
- ・各都県市のホームページや公式SNSを通した周知 等

5 その他

本取組は令和6年10月に九都県市首脳会議に設置した「中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化に関する検討会」の一環として推進しています。

検討会の状況については、令和7年4月23日(水)に開催した第87回九都県市首脳会議において中間報告しています。詳細は九都県市首脳会議ホームページを御覧ください。

https://www.9tokenshi-syunoukaigi.jp/activity/meeting/docs/03 87houkoku.pdf

問合せ先

環境経済局経済部産業支援·雇用対策課 直通電話 042-707-7154

九都県市首脳会議

埼玉県知事 大野 元裕 千葉県知事 熊谷 俊人 東京都知事 小池 百合子 神奈川県知事 黒岩 祐治 横浜市長 山中 竹春 川崎市長 福田 紀彦 千葉市長 神谷 俊一 さいたま市長 清水 勇人 相模原市長 本村 腎太郎

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた 価格転嫁の円滑化について(依頼)

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中小企業は、日本の全企業数の 99.7%を占め、生産、流通などを担うと ともに雇用を支えるなど、地域の経済活動全般において重要な役割を果たしてい ます。サプライチェーン全体が共存共栄し、持続的な成長を遂げるためには、中 小企業が適正な利潤を確保し、賃上げの流れを確かなものにしていく必要があり ます。

このため、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)は、価格転嫁の円滑化を連携して推進しています。

一方、長期化する原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に加え、米国における関税措置等が企業の経営に与える影響が懸念されており、中小企業にしわ寄せがいかないよう、一層の取組が必要です。

適正な価格転嫁のためには、発注者が価格交渉に応じるなど、取引環境の適正 化を図ることが必要不可欠であり、今国会で成立し、令和8年1月1日から施行 される下請法改正法においては、協議に応じない一方的な代金決定を禁止する規 定が追加されています。

ついては、今般の趣旨について御理解をいただき、下記の事項について適切に 御対応いただきますようお願い申し上げます。

- 1 御理解と御協力をお願いしたい事項
- (1) サプライチェーン全体での共存共栄が持続的な成長に不可欠であることから、中小企業等が持続的な賃上げを実現することの必要性を理解し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁への対応を行うこと。
- (2) 中小企業等の取引環境の適正化のため、発注者側から定期的な価格協議の場を設けるとともに、中小受託事業者から要請があった際には、交渉のテーブルに着き、価格協議に対して積極的な対応を行うこと。
- (3) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、買いたたきに該当するおそれがあるので、十分留意すること。
- (4) 取引先との共存共栄や取引条件のしわ寄せ防止に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めること。
- (5) 米国における関税措置への対応によって中小受託事業者へのしわ寄せが生じないよう十分留意すること。
- (6) 受注者に根拠資料の提出を求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、 春季労使交渉の妥結額やその上昇率等)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示する希望価格については、これを合理的な根拠があるものと して尊重すること。

2 対象者

中小企業等に対して発注を行う全ての事業者

3 添付資料

チラシ

4 参考

(1)「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立について

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritekiseiritsu.html

(2) パートナーシップ構築宣言(内閣府・中小企業庁)

https://www.biz-partnership.jp/

(3) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(内閣官房・公正取引委員会)

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html

5 問い合わせ先

自治体名	担当部署名	電話番号
埼玉県	産業労働部 産業労働政策課	048-830-3702
千葉県	商工労働部 経済政策課	043-223-2703
東京都	産業労働局 商工部 調整課	03-5320-4744
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課	045-210-5556
横浜市	経済局 中小企業振興部 中小企業振興課	045-671-4236
川崎市	経済労働局 経営支援部 経営支援課	044-200-3722
千葉市	経済農政局 経済部 産業支援課	043-245-5284
さいたま市	経済局 商工観光部 経済政策課	048-829-1362
相模原市	環境経済局 経済部 産業支援・雇用対策課	042-707-7154

九都県市首脳会議

埼玉県知事 大野 元裕 千葉県知事 熊谷 俊人 東京都知事 小池 百合子 神奈川県知事 黒岩 祐治 横浜市長 山中 竹春 川崎市長 福田紀彦 千葉市長 神谷 俊一 さいたま市長 清水 勇人 相模原市長 本村 賢太郎

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた 価格転嫁の円滑化について(依頼)

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中小企業は、日本の全企業数の 99.7%を占め、生産、流通などを担うとともに雇用を支えるなど、地域の経済活動全般において重要な役割を果たしています。サプライチェーン全体が共存共栄し、持続的な成長を遂げるためには、中小企業が適正な利潤を確保し、賃上げの流れを確かなものにしていく必要があります。

このため、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)は、価格転嫁の円滑化を連携して推進しています。

一方、長期化する原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に加え、米国における関税措置等が企業の経営に与える影響が懸念されており、中小企業にしわ寄せがいかないよう、一層の取組が必要です。

適正な価格転嫁のためには、発注者が価格交渉に応じるなど、取引環境の適正 化を図ることが必要不可欠であり、今国会で成立し、令和8年1月1日から施行 される下請法改正法においては、協議に応じない一方的な代金決定を禁止する規 定が追加されています。

このたび、九都県市首脳会議では、事業者に御理解と御協力をいただきたい事項を下記のとおり通知及びチラシにとりまとめましたので、貴団体から、会員企業等に対する周知について、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- 1 御理解と御協力をお願いしたい事項
- (1) サプライチェーン全体での共存共栄が持続的な成長に不可欠であることから、中小企業等が持続的な賃上げを実現することの必要性を理解し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁への対応を行うこと。
- (2) 中小企業等の取引環境の適正化のため、発注者側から定期的な価格協議の場を設けるとともに、中小受託事業者から要請があった際には、交渉のテーブルに着き、価格協議に対して積極的な対応を行うこと。
- (3) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、買いたたきに該当するおそれがあるので、十分留意すること。
- (4) 取引先との共存共栄や取引条件のしわ寄せ防止に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めること。
- (5) 米国における関税措置への対応によって中小受託事業者へのしわ寄せが生じないよう十分留意すること。
- (6) 受注者に根拠資料の提出を求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、 春季労使交渉の妥結額やその上昇率等)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示する希望価格については、これを合理的な根拠があるものと して尊重すること。

2 対象者

中小企業等に対して発注を行う全ての事業者

3 添付資料

チラシ

4 参考

(1)「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立について

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritekiseiritsu.html

(2) パートナーシップ構築宣言(内閣府・中小企業庁)

https://www.biz-partnership.jp/

(3) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(内閣官房・公正取引委員会)

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html

5 問い合わせ先

自治体名	担当部署名	電話番号
埼玉県	産業労働部 産業労働政策課	048-830-3702
千葉県	商工労働部 経済政策課	043-223-2703
東京都	産業労働局 商工部 調整課	03-5320-4744
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課	045-210-5556
横浜市	経済局 中小企業振興部 中小企業振興課	045-671-4236
川崎市	経済労働局 経営支援部 経営支援課	044-200-3722
千葉市	経済農政局 経済部 産業支援課	043-245-5284
さいたま市	経済局 商工観光部 経済政策課	048-829-1362
相模原市	環境経済局 経済部 産業支援・雇用対策課	042-707-7154

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた 価格転嫁の円滑化について

~成長と分配の好循環実現のために~



九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいた ま市、相模原市)は、持続的な賃上げを中小企業にまで波及させ、成長と分配 の好循環を実現するべく、適切な価格転嫁を連携して推進しています。

御理解と御協力のお願い

- 中小企業等が持続的な賃上げを実現することの必要性を **1** 御理解の上、適切な価格転嫁への対応を行うこと。
- ② 中小企業等の取引環境の適正化のため 価格協議に対して積極的な対応を行うこと。*



- ③ 取引先との共存共栄や取引条件のしわ寄せ防止に向けて、 「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努め ること。
- ④ 米国における関税措置への対応によって中小受託事業者へ のしわ寄せが生じないよう十分留意すること。
- ⑤ 受注者に根拠資料の提出を求める際は、公表資料(最低賃 金の上昇率等)に基づくものとし、受注者が公表資料を用い て提示する希望価格は、合理的な根拠があるものとして尊 重すること。
- ★ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉 の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、買いたたきに該当する おそれがあるので、十分留意してください。(下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4-5買いたたき(2)ウ)

九都県市首脳会議



















千葉県

東京都

神奈川県

横浜市

川崎市

さいたま市

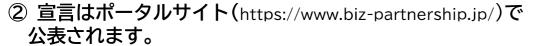
パートナーシップ構築宣言

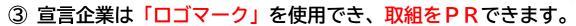
内閣府・中小企業庁

① 取引先との共存共栄の取組や「取組条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。

(宣言項目)

- ・サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携
- ・親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守
- ・その他独自の取組





④ 国や地方公共団体の取組の一部で優遇措置が受けられます。



「パートナーシップ構築宣言」 ポータルサイト



価格交渉に役立つ情報を収集したい

価格交渉の根拠となる公表資料(例) 中小企業庁

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料の掲載サイトが −覧でまとめられています。

労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料(例)

検索

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/gyoukai/konkyo.html

中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック「中小企業庁」

中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

検索

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei//torihiki/pamflet/kakaku kosho handbook.pdf

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

内閣官房・公正取引委員会

- ① 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針
- ② 発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を 12の行動指針として 取りまとめ
- ③ 公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法や下請代金法に基づき厳正に対処することが明記

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

検索

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html

【問い合わせ先】

相模原市 環境経済局 経済部 産業支援・雇用対策課

電話 042-707-7154